



週刊(第5除く木曜日発行)  
定価 月 3,200円 年 38,400円  
(決算統計号代除く)  
発行所 株式会社 保険研究所  
(〒151-8691)  
東京代々木郵便局私書箱第15号  
東京都渋谷区本町1-17-3  
電話 03(3376)3331  
FAX 03(3376)7125  
振替 00190-6-70360  
編集兼印刷發行人 島田 和明  
支局 北海道、東北、東京、  
中国、九州  
印刷 保険研究所印刷部



斎藤 義孝氏(述)  
日本勤労者山岳連盟理事長

## 自主共済の存続支援を

私達「共済の今日と未来を考える懇話会」は、商工自営業者や医療人、登山者など、各団体の自主的な共済を守るべく、新保険業法の適用除外を求める運動を進めるために結成致しました。

当初、改正保険業法の論議では、マルチ共済など営利目的の共済から消費者を守ることが主目的であると聞いておりましたが、新保険業法は、日本社会で多様に活躍している私達自主共済を厳しく規制する内容となりました。

新保険業法の問題点は、①特定相手か、非特定が相手かを問わず規制対象としたこと、②少額短期保険業への移行を促しているが、安い掛け金で大きな給付を行ってきた私達にはできない厳しい内容であることの2点です。

昨年9月末までに、特定保険業者への届け出が

求められていましたが、私達は、現状の新保険業法を受け入れることはできず、また申請すれば自主共済が継続できないことも明かであることから、申請はせず、適用除外を求め、金融庁との交渉をしてまいりました。

国は、なぜこんな法律を作ったのか。金融審の論議でも、特定の者を対象とするところは適用除外とすべきとの意見が出たと聞いています。自主共済は、社会保障が後退する中、庶民のための身近で草の根的なセーフティネットになると 생각しています。自主的な共済を潰せば、より格差を助長し、国民を一層困窮させることとなり、国が目指す小さな政府とは逆行するでしょう。

昨年の臨時国会で、金融担当大臣は、円滑な制度への移行を配慮する旨を発言されましたが、実際、金融庁は高いハードルを掲げたまま、自主共済の適用除外を認めようとはしていません。

日本社会の中で、多くの自主共済が困難に陥っています。どうか、共済の社会的役割を見直していただき、適用除外が認められ、助け合いの自主共済が存続できますよう皆様のご支援をよろしくお願い致します。

(文責・編集部)

-15日の「共済の今日と未来を考える懇話会」とマスコミとの懇談会より-